

秘密保護法案に関する経緯、修正案に対する考え方等について

2013年11月20日
参議院議員 山田太郎

与党とみんなの党との間で秘密保護法に関する修正協議が合意したとの報道が出て以来、Twitter やメール、電話、FAX 等で多くのご意見を頂いております。ここで一度、これまでの経緯と、私の修正案に対する考え方、今後について皆さんにご報告させていただきます。

「秘密保護法を考える超党派の議員と市民の勉強会」の呼びかけ人の一人として会を主催したこともあり、この法律の問題点について強く認識してきました。絶対安定多数を占める与党の国会運営を前に、政府・与党原案通りに本法案の国会での成立を許してはならないことから、この勉強会を通じて問題点や疑問点を正してきました。また、党内では関連する検討会議にて多くの問題点を指摘し、12日には私なりの修正要求項目を党に提出しておりました。18日の党の政策審議会でも、本法案の審議にあたり、私は拙速な議論を避け十分に議論するよう主張いたしましたが、その後、与党とみんなの党で修正案の合意がなされました。

与党とみんなの党が合意した修正案の内容については、①秘密の範囲が際限なく広がらないようにする②内閣総理大臣による各行政機関に対する指揮監督が行えるようにする③国会への報告が義務づける等、修正をさせたことに対して一定の評価をしています。しかしながらまだ多くの疑問点・問題点が残っているのも事実です。

いよいよ来週から参議院において本法律案について審議が始まる予定です。今後も、委員会や直接関連省庁への質疑等も続けて参ります。また、関連する情報公開法や秘密指定の監視組織に関する検討の必要性も考えています。

本法律は「国民の知る権利を侵害しない」「行政の暴走・秘密化を進めない」「行政官や国民・市民に対する萎縮効果を作らない」ことが原則であると考え、引き続き、活動を続けて参ります。

別紙に、党に対して提示した私の修正内容の原文を公開します。詳細については今晚 11 月 20 日 22:00～のインターネット放送：「みんなのさんちゃんねる」にてご説明させていただく予定です

■みんなのさんちゃんねる

ニコニコ生放送 <http://taroyamada.jp/nico>

Ustream <http://taroyamada.jp/ust>

I. 総括

(i) 本法の必要性

情報漏えいのメカニズムの検証と本法の必要性の定義が必要

(ii) 本法のあるべき姿（前提）

- ・知る権利を侵害しない
- ・行政の暴走・秘密化を進めない
- ・行政官や国民・市民に対する萎縮効果を作らない

(iii) 本法の修正案の内容の方向性

- ① 絞られた情報を
- ② 限定された一部の人々で
- ③ 一元して管理する

II. 具体的な修正案

1. 秘密の範囲・内容

- ・防衛と外国から提供を受けた安全保障上の情報に限定
→主に国内で警察が得た情報を特定秘密としない

2. 秘密指定の管理・監視

- ・秘密を指定出来る人を限定
→内閣総理大臣または、それに加え防衛、外務大臣のみにその権限を与え統制を図る（個別の長が指定しない）
- ・秘密を内閣で一元管理
→特定秘密の全容を内閣で一元管理し把握する
- ・第三者機関による監視
→秘密の指定および運用を立法府が監視（米国のように特別委員会を国会内に設置）できるようにする
- ・廃棄の禁止/将来の公開義務
→秘密指定された文書の廃棄を禁止し、原則 30 年後に秘密情報を開示することとする

3. 適正評価

- ・評価者および情報の一元管理
→内閣の専門組織が適正評価を行い、情報（秘密情報と適正評価情報）を一元的に管理する
（個別の長が実施しない）

4. 裁判

- ・本法の審理過程で弁護士への情報提供
→秘密の有効性についての裁判については、弁護士が中身を知った上で擁護出来るようにする

5. 罰則

- ・共謀/教唆/扇動に対する罰則の削除
→上記の罪については、罰則の対象としない（萎縮効果が大いなので）